

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 「第2期 障害者活躍推進計画（素案）」について……………	1
2 中井やまゆり園の地方独立行政法人化に伴う地方独立行政法人 評価委員会の設置について……………	5

参考資料 第2期 障害者活躍推進計画（素案）

1 「第2期 障害者活躍推進計画（素案）」について

(1) 計画策定にあたって

ア 策定趣旨

(ア) 計画の位置付け

- 令和元年の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体において、障害のある職員の職業生活における活躍のための取組を盛り込んだ「障害者活躍推進計画」（以下「計画」という。）を作成することとされている（法定計画）。

(イ) 障害者の活躍の定義

- 障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること。

イ 策定主体

- 教育委員会及び警察本部を除く各任命権者が連携して計画を策定。
※教育委員会及び警察本部については、個別に計画を策定。

ウ 計画期間

- 5年間（令和7～11年度）

エ 周知・公表

- 計画及び毎年度の取組状況について、グループウェアシステムへの掲載等により全職員に周知し、県ホームページで公表する。

(2) 本県における障害者雇用等の状況

ア 障害者採用選考の実施等

- 昭和55年度から身体障害者を対象とする採用選考を実施
- 平成30年度から知的障害者・精神障害者にも選考対象を拡大
- 令和元年6月から、障害のある方を非常勤職員（会計年度任用職員）として雇用し、民間企業等への就労へと繋げる「かながわチャレンジオフィス」を設置
- 令和6年6月から、県内に4カ所ある各地域県政総合センター内にもチャレンジオフィスを設置

イ 障害者雇用率の状況

令和6年6月1日現在

任命権者	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率
知事部局	2.8%	8,213.0人	263.0人	3.20%
企業庁	2.8%	1,010.5人	32.5人	3.22%
議会局	2.8%	83.0人	3.0人	3.61%

ウ 職場定着の状況

(7) 職場環境を理由とする不本意な離職

知事部局：0人

企業庁：0人

議会局：0人

※令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

(4) 採用1年後の定着率

91.9%

※対象：「障がいのある人を対象とした職員採用選考」による採用者（令和元年度から令和5年度採用）

(ウ) 平均勤続年数

17年7月

※対象：「障がいのある人を対象とした職員採用選考」による採用者（令和6年6月1日現在在職者）

エ 現状を踏まえた課題

(7) 推進体制の整備に関すること

- ・ 相談窓口等の周知強化や、全ての職員の障害理解を深める取組を、より一層、進める必要がある。

(4) 職務の選定・マッチング等に関すること

- ・ 障害特性や能力に応じた業務との適切なマッチングに繋がる取組を、より一層、進める必要がある。

(ウ) 職場環境の整備に関すること

- ・ 障害のある職員の活躍に繋がる職場環境の整備を、ハード及びソフトの両面から、より一層、進める必要がある。

(イ) 職員の採用・育成等に関すること

- ・ 障害特性や個性に応じて能力をより一層、有効に発揮できるよう、多様な職員採用や育成等の取組を検討する必要がある。

(3) 障害者の活躍推進に向けた取組

ア 推進体制の整備

(7) 庁内検討会議等

- ・ 全任命権者の人事担当課長及び関係課長で構成する「障害者の活躍推進に関する庁内検討会議」及び障害のある職員を構成員に含む検討チームにより、毎年度、取組状況を確認・検証
- ・ 学識経験者や障害者団体関係者等で構成する「障がい者活躍推進検討委員会」へ、毎年度、取組状況等を報告するとともに、委員会で出された意見を取組に反映
- ・ 障害のある職員に対するアンケート等を実施し、意見を取組に反映
- ・ 各任命権者において「障害者雇用推進者」を選任し、全庁的に取組を推進

(イ) 相談先の確保等

- ・ 各局及び障害のある職員が5名以上いる所属に「障害者職業生活相談員」を配置
- ・ 人事課等に庁内相談窓口を設置し、産業医等とも連携
- ・ 国等の機関における相談窓口を職員に周知し、活用を促進

(ウ) 障害理解の促進

- ・ 全所属の管理監督者等を対象に障害理解に係る研修を実施
- ・ 職員キャリア開発支援センターで障害理解に係る研修を実施
- ・ 国等の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の活用や、各所属の実情に応じた個別研修等の拡充

イ 職務の選定・マッチング等

- ・ 採用前の合格者面談を医師同席で実施し、障害者一人ひとりの障害特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務等を確認
- ・ 採用後も、所属の管理監督者による面談等を通じて、一人ひとりの障害特性等を確認し、業務との適切なマッチングを推進
- ・ 本人が希望する場合には「就労パスポート」等を活用し、より適切に本人の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを把握
- ・ 「チャレンジオフィス」で実施する業務について全庁的な調査を行い、業務の掘り起こし等を実施

ウ 職場環境の整備

- ・ 障害特性に配慮し、バリアフリートイレ、スロープ、エレベーター、休憩室等の施設を整備
- ・ 就労支援機器（音声読み上げソフト、画面拡大ソフト等）や補助者（リーディングアシスタント等）の配置など、体制整備を推進
- ・ 精神障害のある職員を対象に精神保健福祉士等の専門家が定期的に面談を実施し、本人だけでなく職場の上司や同僚にとっても相談しやすい環境を構築

エ 職員の採用・育成等

(7) 障害者採用の取組

- ・ 障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる業務をさらに掘り起こし、チャレンジオフィスを拡大
- ・ 難病患者等も対象にした多様な職員採用を検討
- ・ 県ホームページに募集案内を掲載する際のウェブアクセシビリティの確保、障害者団体を通じた周知等
- ・ 拡大印刷・点字、筆談対応、面接時の就労支援機関の職員等の同席など、採用選考時の配慮
- ・ 「チャレンジオフィス」において、特別支援学校等の生徒を対象とした実習（職場体験）の受入れ

- (イ) **キャリア形成に向けた取組**
 - ・ 職員キャリア開発支援センターの研修や、各局主体の専門研修等の実施による、実務能力や専門性の向上を図る取組
 - ・ 研修資料の点字化などの配慮
 - ・ チャレンジオフィスでの経験を生かしたステップアップとして、各所属への配置などを検討
- (ウ) **多様で柔軟な働き方の推進**
 - ・ テレワークや拡大時差出勤の活用を推進
 - ・ 障害特性や程度に応じたフルリモートワークの実施を検討
 - ・ 年次休暇等の取得促進
 - ・ チャレンジオフィスにおける週 20 時間未満の雇用の拡大や、障害者雇用率の算定対象にならない週 10 時間未満の雇用を検討
- (エ) **人事異動等における配慮**
 - ・ 人事異動にあたり、業務との適切なマッチング等を図るとともに、合理的配慮を提供

オ 優先調達等

- ・ 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注等を通じ、障害者の活躍の場の拡大を推進

(4) 目標

項目	目標
障害者雇用率	法定雇用率を上回る障害者雇用の推進
職場定着	職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせない

(5) 今後の予定

- 令和 6 年 12 月 県民意見募集の実施
- 令和 7 年 2 月 第 1 回県議会定例会に「第 2 期 障害者活躍推進計画(案)」を報告
- 3 月 「第 2 期 障害者活躍推進計画」の策定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 第 2 期 障害者活躍推進計画 (素案)

2 中井やまゆり園の地方独立行政法人化に伴う 地方独立行政法人評価委員会の設置について

(1) 新たな評価委員会の設置

神奈川県立中井やまゆり園は、令和8年4月に地方独立行政法人へ移行することを予定している。

地方独立行政法人の設立にあたっては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条により、設立団体に地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、附属機関として地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会に関する事項は条例で定めることとされている。

(2) 設置の考え方

現在、県では、「神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会」及び「神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会」並びに「神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会」の3つの評価委員会を設置している。

法では、地方独立行政法人の中期目標を定めるに当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされているため、令和8年4月に予定している地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（仮称）の設立に先立ち、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例を改正し、事業の専門性を踏まえた審議を実施する観点から、新たに評価委員会を設置することとしたい。

(3) 評価委員会の概要

ア 主な役割

- (ア) 法第25条第3項に基づく中期目標の作成・変更に対する意見の提示
- (イ) 法第28条第4項に基づく中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の評価に対する意見の提示
- (ウ) 法第30条第2項に基づく中期目標期間終了時の事業継続及び組織全般にわたる検討に対する意見の提示

イ 所管課

他の評価委員会と同じく法人所管課が所管

(4) 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案の概要

新設する地方独立行政法人及び評価委員会の名称を追加するなど、所要の改正を行う。

地方独立行政法人	委員会
(略)	(略)
地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（仮称）	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（仮称）

(5) 今後の予定

- 令和7年2月 令和7年第1回定例会に「神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案」を提出
- 令和7年度中 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（仮称）を設置
- 令和8年4月 法人の設立

7 新たな地方独立行政法人の定款の素案について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指して準備を進めている。

地方独立行政法人を設立するためには、議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受ける必要があり、今般、定款の素案を作成したため報告する。

(1) 定款（素案）

ア 目的

この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、福祉を科学的に研究し、その成果を実践する人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことができる地域共生社会を実現することを目的とする。

イ 名称

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

ウ 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

エ 主たる事務所の所在地

法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

オ 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

カ 役員

法人に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

キ 役員の任命

- (ア) 理事長は、知事が任命する。
- (イ) 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- (ウ) 監事は、知事が任命する。

ク 理事会

法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事で構成する。

ケ 業務の範囲

- (ア) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- (イ) 福祉の科学的な研究及び人材育成を行うこと。
- (ウ) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- (エ) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- (オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

コ 資本金

法人の資本金は、県が全額出資する。

(2) 今後のスケジュール

- | | |
|--------|---|
| 令和7年2月 | 第1回県議会定例会に定款案及び神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案を提出 |
| 令和7年度中 | 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（仮称）を設置
県議会定例会に中期目標案等を提出
総務大臣による法人の設立認可 |
| 令和8年4月 | 法人の設立 |